

平成30年12月20日

指定自動車整備事業者の取消し処分等について

山口県内の指定自動車整備事業者[※]に対して、下記のとおり、指定自動車整備事業の指定の取消し処分等を行いましたので、お知らせします。

記

- 行政処分年月日：平成30年12月20日（処分権者 中国運輸局長 ^{どひ} 土肥 ^{ゆたか} 豊）
- 事業者の名称：下松車輛販売株式会社（法人番号：1250001009469）
住 所：山口県下松市
- 処分対象事業場：下松車輛販売株式会社
所 在 地：山口県下松市
- 行政処分の内容：指定自動車整備事業の指定の取消し
（取消年月日：平成30年12月26日）
自動車分解整備事業の認証の取消し
（取消年月日：平成30年12月26日）
自動車検査員の解任命令
（解任年月日：平成30年12月26日）
- 主な違反内容：（1）ペーパー車検での適合証交付と車検手続き（26台）
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
（2）検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明したこと
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

※ 指定自動車整備事業者とは、自動車分解整備事業者のうち、検査設備を有するなど一定の要件を満たし、地方運輸局長が指定した者。当該事業場（いわゆる民間車検工場）において点検整備及び検査を実施してから交付する「保安基準適合証」を運輸支局等へ提出することにより、現車提示を行わずに車検手続きを行うことができる。

【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課
（担当）中村・梶原 TEL 082-228-9142 FAX 082-228-9148

【配布先】

JR 記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、県警記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ

平成30年12月20日

指定自動車整備事業者の取消し処分等について

山口県内の指定自動車整備事業者[※]に対して、下記のとおり、指定自動車整備事業の指定の取消し処分等を行いましたので、お知らせします。

記

- 行政処分年月日：平成30年12月20日（処分権者 中国運輸局長 ^{どひ} 土肥 ^{ゆたか} 豊）
- 事業者の名称：下松車輛販売株式会社（法人番号：1250001009469）
住 所：山口県下松市
- 処分対象事業場：下松車輛販売株式会社
所 在 地：山口県下松市
- 行政処分の内容：指定自動車整備事業の指定の取消し
（取消年月日：平成30年12月26日）
自動車分解整備事業の認証の取消し
（取消年月日：平成30年12月26日）
自動車検査員の解任命令
（解任年月日：平成30年12月26日）
- 主な違反内容：（1）ペーパー車検での適合証交付と車検手続き（26台）
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
（2）検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明したこと
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

※ 指定自動車整備事業者とは、自動車分解整備事業者のうち、検査設備を有するなど一定の要件を満たし、地方運輸局長が指定した者。当該事業場（いわゆる民間車検工場）において点検整備及び検査を実施してから交付する「保安基準適合証」を運輸支局等へ提出することにより、現車提示を行わずに車検手続きを行うことができる。

【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課
（担当）中村・梶原 TEL 082-228-9142

山口運輸支局

（担当）木本・玉井 TEL 083-922-5398

【配布先】

山口県警記者クラブ

【参考条文】

道路運送車両法（抜粋）（昭和26年6月1日法律第185号）

（事業の停止等）

第93条 地方運輸局長は、自動車分解整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、3月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

（1）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（保安基準適合証等）

第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

（自動車検査員）

第94条の4 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。

4 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。

（保安基準適合証の交付の停止等）

第94条の8 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

（1）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。